

## 武雄市ブランドキャッチコピーと公式ロゴの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武雄市ブランド構築事業において制作されたキャッチコピー「それ、武雄が始めます。」及び武雄市ブランド公式ロゴ(以下「公式ロゴ等」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 公式ロゴ等は、武雄市ブランドに込められた思いを広く伝えるとともに自らが活用する、また、武雄市(以下、「市」という。)の魅力やイメージを市内外に発信するために使用するものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 商業利用やイベント関連告知等で公式ロゴ等を使用しようとする者は、あらかじめ武雄市ブランド公式ロゴ等使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しその承認を受けなければならない。ただし、次にあげる各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市の機関が使用するとき。
- (2) 市が使用を依頼するとき。
- (3) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 著作権法に定める著作権の制限に該当するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公式ロゴ等の使用を承認するものとする。

- (1) 武雄市の品位を傷つけ、又は武雄市ブランド構築事業のイメージを損なうと認められるとき。
- (2) 公式ロゴ等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 公式ロゴ等を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合。次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合も、同様とする。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が公式ロゴ等の使用について不相当であると認めたとき。

2 前項の承認は、武雄市ブランド公式ロゴ等使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって申請者に通知するものとし、使用を承認しない場合は武雄市ブランド公式ロゴ等使用(変更)不承認通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 公式ロゴ等の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 公式ロゴ等の使用承認期間は、1年を超えることができない。

ただし、書籍又は映像作品等での使用については、この限りでない。

2 前項の期間は、更新することができる。

3 第3条の規定は、前項の更新について準用する。

4 前項の規定により更新の承認申請を受理した場合は、第4条の規定を準用する。

(使用上の遵守事項)

第7条 公式ロゴ等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認された内容のみ使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。

(2) 第4条第1項の各号に該当しないこと。

(3) 公式ロゴ等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 定められた色、形等を正しく使用し、市長の承認なく改変しないこと。

(5) 承認に係る物件の使用にあたり事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(6) 原則、物品等には承認番号を付すること。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

(7) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第8条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、武雄市ブランド公式ロゴ等使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第1項の規定は、前項に規定する変更承認申請について準用する。

3 第1項の規定による承認は、武雄市ブランド公式ロゴ等使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって申請者に通知するものとし、使用を承認しない場合は武雄市ブランド公式ロゴ等使用(変更)不承認通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、武雄市ブランド公式ロゴ等使用承認取消通知書(様式第5号)を使用者へ通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以後、当該承認に係る物品等を使用してはならない。
  - 4 市長は、第1項の規定により承認を取り消された者にたいして使用物品等の回収を求めることができる。この場合において、使用物品等の回収等、使用承認の取り消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

(責任の制限)

第10条 使用者が、公式ロゴ等の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、公式ロゴ等の取扱いについて必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月13日より施行する。